

同族会社の役員退職金①

身内だけで会社の意思決定ができる同族会社の場合には、退職金は法人税や相続税の節税対策に、絶大な効果を発揮します。そこで同族会社の役員退職金をどう利用するかについて考えてみましょう。

法人税法上の制約

ここでの退職金は同族会社の役員に限定します。税法の規定では原則的には退職金は法人の経費になります。但し、過大と認定された部分の退職金は、経費とならないことになっています。過大か適正額かの判定は非常に難しいのですが、一般的に言われている退職金の適正額は次のとおりです。

$$\text{最終月額報酬} \times \text{役員の在籍年数} \times \text{功績倍率}$$

業種、規模等の諸条件によっても異なりますが、一般的には**功績倍率**は2.0～3.0程度と言われています。創業社長や特別な功績があれば、この限りではありません。但し、実務的には支給金額の絶対額がモノを言います。会社の規模や同業種、同地域の他社に比して高額な場合は、目立つ場合もあります。

死亡退職金の使い方

まず、役員が死亡してから払う死亡退職金について考えてみます。

被相続人の死亡に伴う退職金については、相続税の対象にはなりますが、非課税枠が用意されています。500万円×相続人の数で、相続人が4人いれば2,000万円もの非課税枠となる訳です。相続に際し、同族会社の役員であればこれを利用しない手はありません。

ただ、問題は月額報酬です。生前に高額な役員報酬を支払っていただければ、それがそのまま現預金の形で相続財産を形成してしまいます。とはいっても、ある程度の金額を支給しなければ、上記の算式で計算した際に、ある一定金額の退職金になりません。従って、早目に役員報酬を支払い始め、役員の在籍年数を長期にすることが得策です。場合によっては当初は報酬額を少なく留め、漸増させる方法もありますが、次回にお話しする生前退職金と違い、死亡退職の場合、会社側で支給時期を制御できません。



相続税の納税資金にも

死亡退職金の場合、それを受給するのは相続人です。つまり、相続人はその受給した退職金を、相続税の納税資金に充当できるという事になるのです。もし、納税資金が足りず、延納や銀行からの借り入れで賄った場合、その利息は何の経費にもなりません。しかし、その同族会社に潤沢な資金があれば、その資金で充当できますし、潤沢でない場合でも、会社が退職金支給目的で銀行から借り入れをすれば、その利息は会社の経費です。すなわち、本来は相続人が個人的に負担すべき納税資金を、会社に転嫁している事と同じ効果が期待できます。